

LNG カナダプロジェクト第二フェーズからの撤退に関する要望書（拙訳）

※こちらの和文はご参考までに封入させていただいております。細かいニュアンスなどは同封の原文でご確認いただきますようお願いいたします。

アムネスティ・インターナショナルは、1961年の創設以来、すべての人が世界人権宣言にうたわれている人権を享受し、人間らしく生きることのできる社会の実現をめざし活動してきた世界最大の国際人権団体です。私たちは、企業に対し、その事業が世界のどこで行われているかに関わらず、人権を尊重するよう呼びかけています。この書簡は、三菱商事が出資する LNG カナダ事業について懸念を伝え、同事業第2フェーズへの資金提供を中止するよう要請するものです。

三菱商事は、自社の事業活動に関連する先住民族および地域社会の権利を尊重するよう取り組むことを掲げています。具体的には、人権方針 6(8) に以下のように定められています：

6 (8) 先住民・地域コミュニティの権利

私たちは、事業活動を行う国・地域の法律や国際的な取り決めに定められた先住民及び地域住民の権利や文化を尊重し、事業活動が土地の収奪などの権利侵害を引き起こし、又は助長することがないよう取り組みます。¹

別紙に概説する通り、LNG カナダのインフラに不可欠である Coastal GasLink (CGL) パイプラインおよびコンプレッサステーションの建設および拡張計画は、国際法に規定され、カナダ連邦法およびブリティッシュコロンビア州法に組み込まれている先住民族の権利を侵害しています。この権利侵害は、CGL パイプラインがカナダの先住民族である Wet'suwet'en の先祖代々の未譲渡の土地を直通していることによるものです。三菱商事による LNG カナダへの資金提供は、Wet'suwet'en の領土外にあるブリティッシュコロンビア州キティマツ港にある LNG 輸出基地を対象としています。しかし、この資金提供は、CGL パイプラインおよび関連インフラと継続的かつ直接的に関係していることは明らかです。輸出基地は CGL パイプラインと関連インフラなしでは稼働できないため、輸出基地の維持、運行に関する資金提供をする結果として、Wet'suwet'en の土地に建設が強行された CGL パイプラインの負の影響を助長し、維持することになります。² 私たちは、三菱商事がカナダの連邦法および州

¹ 三菱商事、人権方針 (6) (8)、
<https://www.mitsubishicorp.com/jp/en/sustainability/social/humanrights/001.html>、2026年3月18日閲覧。

² 国際協力銀行、LNG カナダ・プロジェクト（環境アセスメント）、
https://www.jbic.go.jp/en/business-areas/environment/projects/image/62412_2.pdf、2025年5月6日閲覧；TC エナジー（2025年9月11日）。プレスリリース：「TC エナジー、カナダ経済の連携と変革を目指す国家建設プロジェクトの発表を称賛」 <https://www.tcenergy.com/newsroom/statements/tc-energy-commends-announcement-of-nation-building-projects-to-connect-and-transform-canadas-economy/#:~:text=September%2011%2C%202025-,TC%20Energy%20commends%20announcement%20of%20nation%2Dbuilding%20projects%20to%20connect,LNG%20Canada%20in%20their%20FID.>

法、国際人権法と人権基準、ならびに自社の人権方針を尊重し、LNG カナダ事業第 2 フェーズへの資金提供を停止するよう強く求めます。

アムネスティ・インターナショナルは三菱商事に対し、以下の措置を取ることを強く求めます。

- LNG カナダの運営に不可欠な CGL パイプラインを含む LNG カナダの施設および関連パイプライン、コンプレッサステーション、その他関連インフラの建設における人権侵害を防ぐため、LNG カナダへのさらなる資金提供を直ちに停止すること。
- Wet'suwet'en の人びとが受けている LNG カナダおよび関連インフラによる被害に対処し、被害を軽減するために自社の影響力を活用すること。その際、Wet'suwet'en の世襲制首長およびその氏族と直接対話し、説明責任と賠償のための適切かつ具体的な措置を講じること。
- 自社の影響力を活用し、CGL 社に対し、Wet'suwet'en Nation の未譲渡の土地に現在建設が提案されているコンプレッサステーションの建設および Coastal GasLink パイプラインの使用を直ちに停止するよう強く求めること。
- 三菱商事の ESG および気候変動対策の枠組みの一環として、新規および拡張される LNG インフラへの資金提供を制限する包括的な方針を策定すること。

アムネスティの調査結果の詳細は、別添資料をご参照ください。また、別紙の情報は、CGL パイプラインの人権への影響に関するアムネスティの懸念を記録した、2025 年発表の調査報告書に基づいています。³ 調査の一環として、アムネスティは LNG カナダ事業に関与する企業に対し調査結果を共有しました。CGL 社は 2025 年 10 月、CGL パイプラインの「開発者および運営者」として、またパートナーである KKR、AIMCo、TC Energy を代表して、アムネスティ・インターナショナルに回答しました。CGL 社の回答は前述の報告書に反映されています。⁴

上記の要請に加え、別紙の調査結果および結論についてご確認の上、ご意見・コメントを賜りますようお願い申し上げます。ご意見がございましたら、2026 年 5 月 15 日までにご送付ください。なお、本書簡を公表するほか、いただいた情報を、必要に応じて公表資料に反映させていただく場合がございます（ご回答全文を引用する場合も含まれます）。

本件に関する詳細情報が必要な場合は、代表者様と面談し、さらに議論させていただく所存です。

³ アムネスティ・インターナショナル、『*採掘と絶滅：化石燃料のライフサイクルが生命、自然、そして人権を脅かす理由*』（インデックス：POL 30/0438/2025）2025 年 11 月。

<https://www.amnestyusa.org/reports/extraction-extinction-why-the-lifecycle-of-fossil-fuels-threatens-life-nature-and-human-rights/>

⁴ 同上

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Mark Dummett', with a long horizontal stroke extending to the right.

Mark Dummett

Deputy Director and Head of Business and Human Rights
Climate, Economic and Social Justice and Corporate Accountability Programme
International Secretariat, Amnesty International
1 Easton Street, London, WC1X 0DW, United Kingdom

別紙：アムネスティ調査結果の詳細 CGL パイプラインに関連する人権侵害

CGL パイプラインは、Wet'suwet'en Nation の未譲渡の先祖代々の土地を直通しています。CGL パイプラインの建設は、カナダ憲法および国際人権法・基準により義務付けられている、Wet'suwet'en 世襲制首長による、その氏族を代表した「自由かつ事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」を得ることなく進められています。単に情報を共有したり、先住民族と協議したりするだけでは、同意を確保したと認めるには不十分です。Wet'suwet'en の世襲制首長たちは、Wet'suwet'en の人びとを代表して、自らの土地における CGL パイプラインの建設に一貫して反対してきました。⁵

この事業の強行的な継続により、過度な監視や威圧的な監視、嫌がらせや脅迫、そして過度に軍事化された警察による家宅捜索下での不当な逮捕が行われています。パイプラインの建設や操業によって土地が損なわれたため、Wet'suwet'en の人びとは、狩猟、漁業、ベリー摘みといった多くの伝統的な活動や、文化的な儀式を行うことができなくなっています。これは、平和的集会の自由、自己決定権、プライバシー権、クリーンで健康かつ持続可能な環境に対する権利、ならびに文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現を維持、管理、保護、発展させる権利を含む先住民族の人権の侵害にあたります。

さらに、CGL の第二フェーズの下で提案されている CGL パイプラインの拡張計画（6 か所の追加コンプレッサーステーションの建設を含み、そのうち 2 か所は

Wet'suwet'en の土地に所在）は、建設予定地の氏族に影響を与えるだけでなく、Wet'suwet'en 全体の土地利用・管理システムに影響を及ぼすこととなります。特に、文化的活動や生計維持活動のために他の氏族の領土にアクセスし利用する能力を著しく制限させることとなります。その結果として、Wet'suwet'en の人びとを先祖代々の土地から今以上に切り離し、その土地内での自由な移動を制限する恐れがあります。また、計画されているコンプレッサーの設置は、大規模な産業活動の進出や「マンキャンピング」（作業員宿舎）の建設をもたらし、警察や民間警備会社の大規模な展開も伴うことになると予想されます。パイプライン建設時と同じように、Wet'suwet'en の土地擁護者は、建設作業員、警備員、および検問所の設置、監視、尾行、さらには土地への立ち入りを制限する可能性のあるカナダ王立騎馬警察 (RCMP) の警官らからの敵対的な行動を想定しています。

アムネスティ・インターナショナルは、Wet'suwet'en の人びとの健康権（特にメンタルヘルス）および尊厳がすでに深刻に損なわれており、領土における新たな化石燃料インフラの建設によってその健康権がさらに侵害されることになるという調査結果を報告しています。アムネスティの聞き取りに応じた Wet'suwet'en Nation の土地擁護者らは、CGL パイプライン建設の第一フェーズの結果として、ストレス、不安、体重減少、うつ病など、身体的および心理的な影響を経験し、現在も経験し続けています。この状況は、無力感、怒り、悲しみ、失望、恐怖、不安といった多くの感情を引

⁵ アムネスティ・インターナショナル、「自分たちの土地を守るために土地から追い出された」：Wet'suwet'en の土地擁護者に対する刑事告発、脅迫、嫌がらせ。(インデックス：AMR 20/7132/2023)。2023 年 12 月 11 日。 <https://www.amnesty.org/en/documents/amr20/7132/2023/en/>

き起こし、現在も引き起こし続けています。⁶

国連人種差別撤廃委員会（CERD）は、2019年12月に早期警告および緊急行動決定を公表し、自由かつ事前の情報に基づく同意（FPIC）が確保されるまで、カナダ政府に対しパイプラインの建設を停止し、Wet'suwet'enの土地から警察部隊を撤退させるよう求めました。⁷ 2020年11月および2022年4月にカナダ政府に送付された書簡において、CERDは、カナダが2019年の決定を実施するための措置を講じていないことを改めて指摘し、CGLパイプラインの影響を受けるWet'suwet'enの人びととの交渉および協議を行うとともに、RCMP（カナダ王立騎馬警察）および民間警備会社による土地擁護者に対する監視措置、恣意的拘禁の慣行、および過度の武力行使の事例を防止し、適切に調査するよう求めました。⁸ さらに、Wet'suwet'en Nationの世襲制首長2名が、三菱商事を通じて同プロジェクトに投資している国際協力銀行（JBIC）に対し苦情を申し立て、JBICの回答と人権上の懸念に対する最終報告書を待っている状況です。⁹

CGLパイプラインによる生態系および気候への被害

Coastal GasLinkパイプラインの建設によって引き起こされた広範な生態系破壊は深刻です。CGL事業においてはブリティッシュコロンビア州の環境基準に不適合の事態が繰り返されており、ブリティッシュコロンビア州環境アセスメント局（EAO）は、浸食および土砂流出の抑制措置の不備により地域の生態系に損害を与えたとして、CGLパイプラインに対し59件の警告、30件の命令（うち13件は作業停止命令）、そして最新の制裁措置として約130万カナダドルの罰金を科しています。¹⁰ CGL第二フェーズの下で提案されているCGLパイプラインの拡張計画には、6か所のコンプレッサステーションの追加建設が含まれており、そのうち2か所はWet'suwet'enの土地に位置しています。これは、Wet'suwet'enの土地へのさらなる浸食と重大な被害をもたらします。アムネスティ・インターナショナルは、コンプレッ

⁶ アムネスティ・インターナショナル、「採掘と絶滅：化石燃料のライフサイクルが生命、自然、そして人権を脅かす理由」。(インデックス：POL 30/0438/2025) 2025年11月。

<https://www.amnestyusa.org/reports/extraction-extinction-why-the-lifecycle-of-fossil-fuels-threatens-life-nature-and-human-rights/>

⁷ 国連人種差別撤廃委員会（CERD）。決定1(100)、2019年12月、tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT/CERD/EWU/CAN/9026&Lang=en

⁸ CERD、カナダへの通達、2022年4月29日、CERD/EWUAP/106thsession/2022/MJ/CS/ks, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCERD%2fALE%2fCAN%2f9554&Lang=en;

CERD、カナダへの通達、2020年11月24日、CERD/EWUAP/102ndsession/2020/MJ/CS/ks, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT/CERD/ALE/CAN/9296&Lang=en。

⁹ フレンズ・オブ・ザ・アース・ジャパン。2025年7月17日。「カナダの先住民族指導者ら、LNGカナダの違反行為への加担についてJBICと三菱に説明責任を求める」。

<https://foejapan.org/en/issue/20250717/24985/> (2025年7月23日閲覧)。

¹⁰ ブリティッシュコロンビア州政府ニュース。2024年9月12日。「Coastal GasLinkプロジェクト、規制違反により59万ドルの罰金」。<https://news.gov.bc.ca/releases/2024ENV0043-001511> (2024年9月23日閲覧)。

サーステーションから発生する継続的な大気汚染、騒音、振動、および明るい照明が、ヘラジカ、クマなどの動物を従来の狩猟・罠猟地域から追い出し、Wet'suwet'en の人びとの食料安全保障、文化、および土地に根ざした教育に寄与する季節的な狩猟や罠猟のルートを混乱させる恐れがあると報告しました。

コミュニティ施設であるユニストテン・ヒーリング・センターから 15.6km の場所に建設が計画されているチタニウム・ピークコンプレッサーズステーションでは、すべての排気口から合わせて 1 日あたり 864.88m³ のガスが放出されることになります。リクツァミシュ村から 3.4km の場所に建設される予定のパロット・レイクスコンプレッサーズステーションでは、1 日あたりの総放出量は 490m³ となります。¹¹ コンプレッサーズステーションはまた、漏洩や不完全燃焼（メタンスリップ）を通じて、不定期にメタンを排出します。新たな道路、再開された建設工事による粉塵、および現場周辺の激しい交通量は、ベリーの群生地や薬用植物を含む重要な地域の植物相をさらなる危険にさらす可能性があります。¹²

さらに、ガスなどの化石燃料採掘プロジェクトの継続的な拡大は、Wet'suwet'en の土地における生態系を脅かすだけでなく、世界中の人々や重要な生態系にも害を及ぼします。¹³ LNG カナダ事業は、水圧破碎法で採掘されたガスや化石燃料を動力源とするインフラに依存しており、二酸化炭素に加え、20 年間で二酸化炭素の 80 倍以上の地球温暖化係数を持つメタンを大量に排出します。気候変動の犠牲者は世界中に、実際に、存在しています。環境の悪化、気候変動、および持続不可能な開発は、現在および将来の世代が生存権を享受する能力に対する、最も差し迫った深刻な脅威のひとつです。¹⁴ そして先住民族は、気候危機による負の影響を不均衡に被っています。¹⁵

Wet'suwet'en の世襲制首長たちは、すでに以下の気候変動の影響を報告しています。「激化する山火事により、すでに避難が余儀なくされ、有毒な煙が地域社会を覆い、野生生物の生息地が破壊されています。冬の温暖化、雪解けの早期化、および不安定な水位は、伝統的な漁業のサイクルを乱し、先住民の食糧安全保障を脅かしています。こうした直接的な影響は、土地に基づく管理を行い、伝統的な資源にアクセスし、世代を超えて受け継がれる文化的知識を維持するという、Wet'suwet'en の人びと

¹¹ ユニストテン・ヒーリング・センターは、住民の健康と脱植民地化を促進し、先住民をその土地、文化、先祖代々の教えと再び結びつけることを目的とした、文化に根ざした取り組みである。リクツァミシュ村はかつて先祖代々の集落があった場所であり、Wet'suwet'en にとっての土地返還プロジェクトとなっている。アムネスティ・インターナショナル、『採掘と絶滅：化石燃料のライフサイクルが生命、自然、人権を脅かす理由』（インデックス：POL 30/0438/2025）2025 年 11 月。

<https://www.amnesty.org/en/documents/pol30/0438/2025/en/>

¹² アムネスティ・インターナショナル、『採掘と絶滅：化石燃料のライフサイクルが生命、自然、そして人権を脅かす理由』（インデックス：POL 30/0438/2025）2025 年 11 月。

<https://www.amnestyusa.org/reports/extraction-extinction-why-the-lifecycle-of-fossil-fuels-threatens-life-nature-and-human-rights/>

¹³ アムネスティ・インターナショナル、『採掘と絶滅：化石燃料のライフサイクルが生命、自然、そして人権を脅かす理由』（前掲）。

¹⁴ 国連人権高等弁務官事務所、人権委員会、一般意見第 36 号、第 62 項（CCPR/C/GC/36）

¹⁵ 例として、<https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/climate-change.html> を参照

の憲法で保護された権利を損なうものです。」¹⁶

Wet'suwet'en の人びとは、ガスインフラの建設によって引き起こされる被害と、同事業によって採掘されたガスの輸送・利用によって引き起こされる気候被害の両方の最前線に立っています。Coastal GasLink パイプラインのような化石燃料採掘プロジェクトが、気候危機に対して最も責任の少ない人々の権利を侵害し、多層的かつ世代を超えた損害を与え続けることは許されません。¹⁷

先住民族の権利

2007年に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」は、各国に対し、先住民族の生存、福祉、尊厳、および権利を尊重する義務を定めています。同宣言は、先住民族に対する歴史的かつ現在進行系の搾取や権利侵害を認め、その権利を保護するために必要な措置を概説しています。

「…先住民族は、とりわけ植民地化やその土地、領土、資源の剥奪の結果として歴史的な不正義に苦しんできた。それにより、特に自らのニーズと利益に従った開発の権利を行使することが妨げられてきた。」（UNDRIP 前文）¹⁸

Coastal GasLink プロジェクトは、Wet'suwet'en の人びとの自己決定権、独自の民族として自由、平和、安全の中で生活する集団的権利、文化的伝統や慣習を実践し復興させる権利、健全な環境に対する権利、伝統的に所有、占有、あるいはその他の方法で利用または取得してきた土地、領土、資源に対する権利など、国際的に認められたこれらの権利を侵害しています。

国際法の専門家たちは一貫して、先住民族の土地において事業を展開する場合、または先住民族に影響を及ぼす可能性のある事業を展開する場合、先住民族の自由かつ事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）¹⁹を得なければならないとしています。^{20 21} CGL パイプライン事業が FPIC を得ずに先住民の土地を利用し資源採掘をすることは、この極めて重要な国際人権基準に直接違反しています。

¹⁶ ツァユ（ビーバー・クラン）の世襲首長であるナモクス首長およびスキナ・ウォーターシェッド保全連合の共同事務局長兼ハグウィルゲット・ビレッジ評議会の副首長であるグウィ・ロキム・ギブー（ジェシー・ストーブラー）による申し立て（2025年）。「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における LNG カナダ・プロジェクトおよび関連するコースト・ガスリンク・パイプラインに関する異議申し立て」

¹⁷ アムネスティ・インターナショナル、『致命的な燃料：人権保護のために化石燃料の完全かつ公平な段階的廃止が緊急に求められる理由』（インデックス：POL 30/7382/2023）2023年11月。
<https://www.amnesty.org/en/documents/pol30/7382/2023/en/>; アムネスティ・インターナショナル、『採掘と絶滅：化石燃料のライフサイクルが生命、自然、そして人権を脅かす理由』（前述）。

¹⁸ 『先住民族の権利に関する国連宣言』、前文

¹⁹ カナダはまた、「先住民族との有意義な関与とは、カナダが先住民族およびその権利（土地、領土、資源を含む）に影響を及ぼす措置を講じようとする際、彼らの自由で事前の、かつ十分な情報に基づく同意を確保することを目的とする」と認めている。『ハイダ・ネーション対ブリティッシュコロンビア州』（2004年）の判決以来、連邦政府および州政府は、政府の行為によって先住民族が主張または確立した先住権や条約上の権利が影響を受ける可能性がある場合、先住民族と協議し、その利益に配慮する正式な義務を負っている。

²⁰ 国際法協会、ハーグ会議、『先住民族の権利』、中間報告書（2010年）。https://www.ila-hq.org/en_GB/documents/conference-report-the-hague-2010-13

²¹ また、日本法務省の指針（<https://www.moj.go.jp/content/001417137.pdf>）の47頁も参照のこと。

先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）やその他の国際人権文書に則り、カナダ憲法第 35 条は、カナダの先住民族が自らの土地に対して独自の結びつきを持ち、その土地に関連する意思決定、統治、管轄権、法的伝統、財政関係を含む、憲法上保護された利益を有することを認めています。²²カナダは、固有の自治権が憲法上の既存の先住民族の権利であることを認めています。これには、コミュニティの内部事項、あるいは先住民族固有の文化、アイデンティティ、伝統、言語、制度に不可欠な事項、および土地や資源との固有の関係に関する先住民族の自治権が含まれます。²³カナダ最高裁判所は、Wet'suwet'en の世襲制統治体制を支持する判決を下しています。²⁴ 2020 年 5 月 24 日、Wet'suwet'en の世襲制首長たちは、カナダ政府およびブリティッシュコロンビア州政府との覚書に署名し、Yin'tah（Wet'suwet'en の土地）全域における Wet'suwet'en の先住権および所有権を認め、これらの権利と所有権が、Wet'suwet'en 独自の統治体制の下で Wet'suwet'en の人びとの氏族によって保持されていることを確認しました。²⁵

UNDRIP は、カナダ連邦法においては「先住民族の権利に関する国連宣言法（2021 年）」²⁶を通じて、またブリティッシュコロンビア州においては同州独自の「先住民族の権利に関する宣言法（2019 年）」²⁷を通じて、法律に組み込まれています。連邦法および州法は、政府に対し、カナダにおいて UNDRIP を実現し、先住民族との協議および協力の下で UNDRIP の目的を達成することを義務付けています。よって、三菱商事を含む企業は人権方針に基づき、国連宣言およびカナダ法の下で認められている先住民族の自己決定権を尊重することが求められています。²⁸

²²カナダ、1867 年憲法、第 35 条；カナダ法務省、『カナダ政府と先住民族との関係に関する原則』、2018 年、[justice.gc.ca/eng/ksj-sjc/principles.pdf](https://www.justice.gc.ca/eng/ksj-sjc/principles.pdf)、3 ページ

²³ 先住民族の権利に関する特別報告者、ジェームズ・アナヤの報告書、「カナダにおける先住民族の状況」、第 9 段落

²⁴ カナダ最高裁判所。Delgamuukw v. British Columbia, [1997] 3 S.C.R. 1010、<https://decisions.scc-csc.ca/scc-csc/scc-csc/en/item/1569/index.do>。

²⁵ カナダ政府、「カナダ、ブリティッシュ・コロンビア州、および Wet'suwet'en 間の覚書（2020 年 2 月 29 日合意）」、2020 年 5 月 14 日、[rcaanc-cirnac.gc.ca/eng/1589478905863/1589478945624](https://www.rcaanc-cirnac.gc.ca/eng/1589478905863/1589478945624)。

²⁶ 「先住民族の権利に関する国連宣言法」、SC 2021、c 14。参照：
<https://www.justice.gc.ca/eng/declaration/index.html>

²⁷ 先住民族の権利に関する宣言法、SBC 2019、c 44。参照：
<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/governments/indigenous-people/new-relationship/united-nations-declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples>

²⁸カナダ政府が国際人権基準や自国の法律を無視しているとしても、企業の人権を尊重する責任が免除されるわけではない。Wet'suwet'en をめぐるカナダ政府の行動は国際的な非難と厳しい監視の対象となっている。例：国連人権委員会、カナダの第 7 回定期報告書に関する最終見解、第 54 段落。2026 年 3 月 23 日（CCPR/C/CAN/CO/7）。

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FCO%2FCAN%2FCO%2F7&Lang=en 2020 年にカナダ政府に送付した 2 通目の書簡において、国連人種差別撤廃委員会（CERD）は、Wet'suwet'en およびセクウェペムクの人びとの権利侵害について強い懸念を抱き、カナダに対し、その義務の履行を支援するため、先住民族の権利に関する専門家メカニズムに技術的助言を求めよう促した。

CERD、カナダへの通達、2020 年 11 月 24 日、CERD/EWUAP/102ndsession/2020/MJ/CS/ks、
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT/CERD/ALE/CAN/9296&Lang=en

企業の人権責任

「ビジネスと人権に関する国連指導原則（UN Guiding Principles）」にも示されているように、すべての企業がグローバルな事業活動において人権を尊重する責任を負うという点で、世界的な合意が明確に形成されています。²⁹この責任に基づき、企業はバリューチェーン全体において人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権侵害への実際または潜在的な関与を特定、防止、軽減しなければなりません。

国連ビジネスと人権に関する指導原則は、企業に対する人権デュー・ディリジェンスの指針において、先住民族を含む脆弱な立場にある集団が直面する具体的な課題を効果的に考慮すべきであると直接言及しています。³⁰企業は、先住民族が直面する特有の課題を認識し、先住民族に影響を及ぼす事業活動に関する人権デュー・ディリジェンスなどを通じて、その権利が保護されるよう措置を講じるべきです。³¹企業は、人権侵害を直接的または間接的に引き起こし、助長し、またはそこから利益を得る可能性があるため、そのような侵害を防止、軽減、是正するために、事業活動全般にわたって堅固な人権デュー・ディリジェンスを実施しなければなりません。³²

国連指導原則を参照し、OECD 多国籍企業ガイドラインは、企業に対し、人権を尊重する責任をどのように履行すべきか、特に人権デュー・ディリジェンスをどのように実施すべきかについて、実践的な指針を提供しています。³³2023年に改訂されたOECD ガイドラインでは、企業は先住民族の権利に対する侵害を引き起こしたり、それに寄与したりすることを避け、先住民族を含む周縁化された人びとが直面する特有かつ交差するリスクを考慮した形でデュー・ディリジェンスを実施すべきであると指摘しています。³⁴2025年12月に更新された国連指導原則に基づく日本の「ビジネスと人権」に関する国別行動計画（NAP）は、企業が事業活動において人権を尊重することへの期待を明記しています。³⁵具体的には、同計画において政府は「全ての日本企業が国際的に認められた人権を尊重し、人権尊重の取組に最大限努めることを期待する」と述べ、また、「自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合は防止・軽減措置を行うとともに、救済を実施することが求められる。自社の事業等が人権への負の影響に直接関連している場合は、影響力の行使や強化をし、又は支援を行うことにより、負の影響の防止・軽減に努めるべきである」としています。

²⁹ 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、www.ohchr.org/en/publications/reference-publications/guiding-principles-business-and-human-rights

³⁰ 同上。

³¹ 国連開発計画（2025年）『研修ファシリテーション・ガイド：強化された人権デュー・ディリジェンス』などを参照。アメリカ合衆国ニューヨーク。
<https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2025-11/undp-bhr-heightened-human-rights-due-diligence.pdf>

³² アムネスティ・インターナショナル、『責任の外部委託：防衛セクターの人権政策』（インデックス：ACT 30/0893/2019）、第5章、www.amnesty.org/en/wp-content/uploads/2021/05/ACT3008932019ENGLISH.pdf

³³ OECD 多国籍企業向け責任ある事業活動に関するガイドライン、2023年。

³⁴ OECD 多国籍企業向け責任ある事業活動に関するガイドライン、2023年、第45条、第64条および第72条。

³⁵ 日本「ビジネスと人権に関する国家行動計画（改訂版）」（2025年）。<https://globalnaps.org/wp-content/uploads/2026/01/Japan-Revised-NAP-2026-open.pdf>

2023年6月、国連ビジネスと人権作業部会は、気候変動に関する政策、プロセス、行動に人権への配慮を組み込むために、国家および企業がどのような行動を取るべきかを明確化するインフォメーション・ノートを採用しました。³⁶ インフォメーション・ノートにおけるガイドラインは、国際的な人権、環境、気候法に沿い、各国がCBDR-RC（共通だが差異のある責任）に基づき、正義と公平性を土台として、気候変動に関連する人権および環境への被害に対して行動を起こすべきであることを強調しています。³⁷ また、企業が人権を尊重する責任には、「気候変動に関連する実際および潜在的な影響に関して行動する責任」が含まれることを明確にしています。³⁸ ガイドラインは、企業に対し、「化石燃料の使用と温室効果ガスの排出を段階的に廃止し、森林破壊への寄与を回避し、カーボンオフセットを利用しない」こと、ならびに「自社のバリューチェーンと事業慣行が、ゼロカーボン経済への公正な移行という目標に沿ったものであることを確保する」ことを強く求めています。³⁹

さらに、環境省は、企業向けの「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」⁴⁰ において、環境への悪影響は人権への悪影響と関連していることを記し、清潔で健康的かつ持続可能な環境へのアクセスが普遍的な人権であると宣言した2022年7月の国連総会の決議を紹介しています。また、同ガイドでは、この決議の理由（気候変動の影響、天然資源の持続不可能な管理と消費、大気・土地・水の汚染、化学物質及び廃棄物の不適切な管理、これらに伴う生物多様性の喪失と生態系サービスの低下が、クリーンで健康的かつ持続可能な環境の享受を妨げ、環境破壊が直接的・間接的にすべての人権に負の影響を与えている、との認識）についても明記しています。政府はまた、新たに改訂された国別行動計画において、環境と人権の関連性にも言及しています。⁴¹

投資家の人権に関する責任

人権を尊重し、危害を防止する責任は、資産運用会社や資産所有者を含む投資家にも適用されます。⁴² 国連人権高等弁務官事務所は、「投資家が少数株主として出資してい

³⁶国連「人権と多国籍企業およびその他の企業に関する作業部会」、「気候変動とビジネスと人権に関する指導原則に関する情報ノート」（インフォメーション・ノート）、2023年6月、<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/business/workinggroupbusiness/Information-Note-Climate-Change-and-UNGPs.pdf> 第3項。

³⁷ 情報ノート（前述）、パラグラフ15。

³⁸ 情報ノート（前述）、パラグラフ16。

³⁹ 情報ノート（前述）、パラグラフ19(b)および(d)。

⁴⁰ 日本環境省、『バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門』（2023年）

<https://www.env.go.jp/content/000131067.pdf>

⁴¹ 日本「ビジネスと人権に関する国家行動計画（改訂版）」（2025年）（前述）

⁴² OECD 多国籍企業ガイドラインにおける金融セクターの「ビジネス関係」の範囲と適用、mneguidelines.oecd.org/global-forum/GFRBC-2014-financial-sector-document-2.pdf。OECDによれば、「これは少数株主による指導原則の適用性に関する解釈上の指針であるため、OHCHRは、機関投資家の（少数）株式保有がビジネス関係に該当すると結論づけている。」また、指導原則および投資と人権に関する国連B-Tech対話（OHCHR B-Tech、2020年、www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPsBHRnext10/ConceptNote_UNGP10_BTech.pdf）も

る事業体の活動から生じる影響は……投資家の事業、製品、またはサービスに直接関連していると合理的に見なすことができる」と定めています。⁴³ Coastal GasLink パイプライン事業に関連する活動に従事する企業への投資を管理することにより、投資家は Wet'suwet'en の人びとの基本的権利を剥奪するシステムと直接結びつくこととなります。投資家が人権侵害と直接結びついている場合、投資先企業に対する影響力を活用し、当該企業が人権侵害に加担することを止めさせ、いかなる被害も軽減するよう努める責任があります。

参照のこと。同資料では、『機関投資家』という用語は、ベンチャーキャピタルファンドを含め、上場株式、固定利付証券、および非上場株式に投資する機関を指す」と明確化されている。

⁴³OHCHR、多国籍企業研究センター宛て書簡、「ビジネスと人権に関する指導原則の少数株主への適用性に関する問題」、ジュネーブ、2013年4月26日、<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/LetterSOMO.pdf>